

三重県獣医師連盟規約

(名称所在地)

第1条 本連盟は、三重県獣医師連盟と称し、主たる事務所を津市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、公益社団法人三重県獣医師会の目的、事業を達成するうえで必要な政治活動を行なうとともに、獣医時の向上のために尽力している国会議員、地方公共団体の議会議員、首長およびそれらの候補者の政治活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 立候補者に対する物心両面の援助
- 2) 文書および電信による立候補者への推薦状の発送
- 3) 立候補者の選挙地区への応援者の派遣
- 4) 関係諸団体との連携
- 5) その他この連盟の目的達成上必要と認める事項

(会員)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する獣医師をもって会員とする。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

(役員を選出および任期)

- 第6条
1. 役員は、総会において選出する。
 2. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条
1. 委員長は、毎年1回通常総会を招集する。
 2. 委員長は、必要に応じて臨時総会を招集する。
 3. 委員長は、必要に応じて役員会を招集する。

(経費)

第8条 本連盟の経費は、会費(別途定める)、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度および会計監査)

- 第9条
1. 本連盟の会計年度は、毎月1月1日から12月31日までとする。
 2. 会計責任者は、本連盟の経理について年1回監事による監査を受け、その監査意

見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会の議決を経て決定する。

(補 則)

第11条 本規約に定めない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成8年5月29日から施行する。

平成29年3月5日 通常総会において規約の一部改定を行う。